

令和8年5月29日

保護者 各位

福井工業大学附属福井高等学校  
校長 佐々木 栄秀

令和8年度 私立高等学校等就学支援金（福井県独自の支援分の申請）について  
【令和8年7月～ 各世帯の課税変更に伴う依頼】

日頃より本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

標題の件、令和8年度の就学支援制度について、国の授業料支援に相当する部分（原則無償化）は、先日皆様方にオンラインでの登録を頂きました。

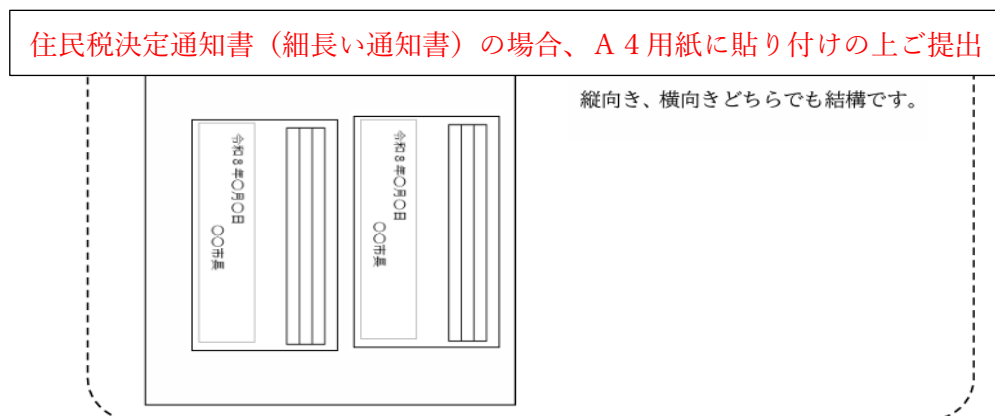
今般、福井県から県独自の制度として、施設設備費等（本校では「教育充実費」という）減免の申請の案内が参りました。全生徒のご家庭の収入状況（課税状況）の変更に伴う（令和8年7月～ 変更）ご案内となります。 **新入生の保護者様におかれましては、入学前に同様の案内をさせて頂いておりますが、上記の理由により、今回も提出が必要です。**

以下の通り、申請書（辞退届出含む）の提出を頂きますよう、宜しくお願い致します。

【提出をお願いするもの】

- ・（申請・辞退全員） 申請書①（学納金減免）
- ・（申請を行う方） 1)申請書②（IV. 保護者等の収入状況）  
2)保護者人数分の令和8年度住民税決定通知書（原本）または  
保護者人数分の課税証明書（原本）←市役所・コンビニ等で取得  
※源泉徴収票は不可  
※同一高校内に兄弟姉妹が在籍時一人目に原本、一方はコピー可

参考：住民税決定通知書貼り付け例



【申請書取得の方法】 ・福井工業大学附属福井高等学校ホームページから書面を各自出力、必要事項を記入

【提出期限】 令和8年6月29日（月）

（次頁に続く）

- 【提出方法】 ①書類一式を担任へ生徒から提出（封筒に入れ、紙面を折らずに提出）  
 ②（両親と子が離れて生活の場合）簡易書留にて郵送（宛先は以下）

- 【備考】 ・提出頂いた申請書をもとに福井県へ提出するため、本校では申請の可否を申し上げることはできません。ホームページに別添した【参考】学納金減免（施設設備等減免）の「判断基準」以下の記載をご確認のうえ判断ください。  
 ・提出頂いた住民税決定通知書や課税証明書は福井県に提出します。本件以外の利用に使用致しません。

【令和8年度 国の就学支援金および県の就学支援補助事業による軽減措置について】

(円)

世帯年収の目安	国の就学支援		県の就学支援	
	授業料(月)	補助額(月)	教育充実費(月)	補助額(月)
0円～270万円未満	33,500	33,500	15,000	7,500
270万円～350万円未満	33,500	33,500	15,000	3,750
350万円～590万円未満	33,500	33,500	15,000	2,500
590万円～910万円未満	33,500	33,500	15,000	0
910万円～	33,500	33,500	15,000	0

【R8～原則無償化】  
 (オンライン申請を実施)

※今回の案内

【注意事項】

- ・学納金とは、就学支援金を除いた分の授業料・教育充実費です。
- ・学納金の他に、生徒会費、PTA会費、後援会費、修学旅行積立金等がかかります。

書類送付先 : 〒910-8505 福井市学園3丁目6番1号  
 (本件担当) 福井工業大学附属福井高等学校 中高事務課

TEL : 0776-29-2630